

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
5	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲	内閣府 文部科学省 厚生労働省	1~2
追1	大規模災害時における住宅の応急修理等の手続きの見直し	内閣府	3~4

認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲について
条例による事務処理特例の実施状況調査 結果とりまとめ

1. 指定都市を有する道府県

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県（計15道府県）

(1) 条例による事務処理特例で認定権限を指定都市等へ移譲した県	
平成25年の閣議決定で示された認定事務を移譲	神奈川県（川崎市、相模原市）※1、新潟県、広島県
上記に加え、基準制定権も移譲	宮城県、神奈川県（横浜市）※1、福岡県
計5県	
(2) 条例による事務処理特例で認定権限を指定都市等へ移譲していない道府県	
全ての種類の認定こども園の認定権限の移譲に向けて指定都市等と調整中	4道府県
一部の種類の認定こども園の認定権限の移譲に向けて指定都市等と調整中	1道府県 ※2
指定都市から希望があがっていない	5道府県 ※3
計10道府県	

※1：川崎市と相模原市については認定事務のみ、横浜市については基準制定権も含めて移譲している。

※2：幼稚園の認可権限及び幼稚園への県独自の補助事業と、幼稚園型認定こども園の認定権限が乖離することへの懸念があるため、保育所型と地方裁量型のみ移譲する方向で調整している。

※3：指定都市の希望とは別に道府県側としても新制度の事務に追われて調整できる体制が整っていないという回答が1件含まれている。

2. 指定都市

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市（計 20 市）

(1) 条例による事務処理特例で認定権限が移譲された市	
	仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、広島市、福岡市、北九州市
計 8 市	
(2) 条例による事務処理特例で認定権限が移譲されていない指定都市	
移譲に向けて道府県と調整中	7 市 ※ 4
内部で検討中	3 市
その他	2 市 ※ 5、※ 6
計 12 市	

※ 4：保育所型と地方裁量型のみの移譲について県と協議を始めている（1 市）。

※ 5：事務処理特例ではなく法改正による移譲を希望（1 市）。

※ 6：現時点では需要がないため、事務処理特例による移譲を希望していない（1 市）。

【参考】

- ・ 実際に認定を行った市は仙台市（4 件）と福岡市（2 件）のみ。
- ・ 今後の事務の増加が懸念されるという意見が 3 市。
- ・ 幼稚園の認可権が県に残っており指導等で齟齬が起こらないか懸念しているという意見が 1 市。

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。（法定受託事務）
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他の食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

4. 適用基準

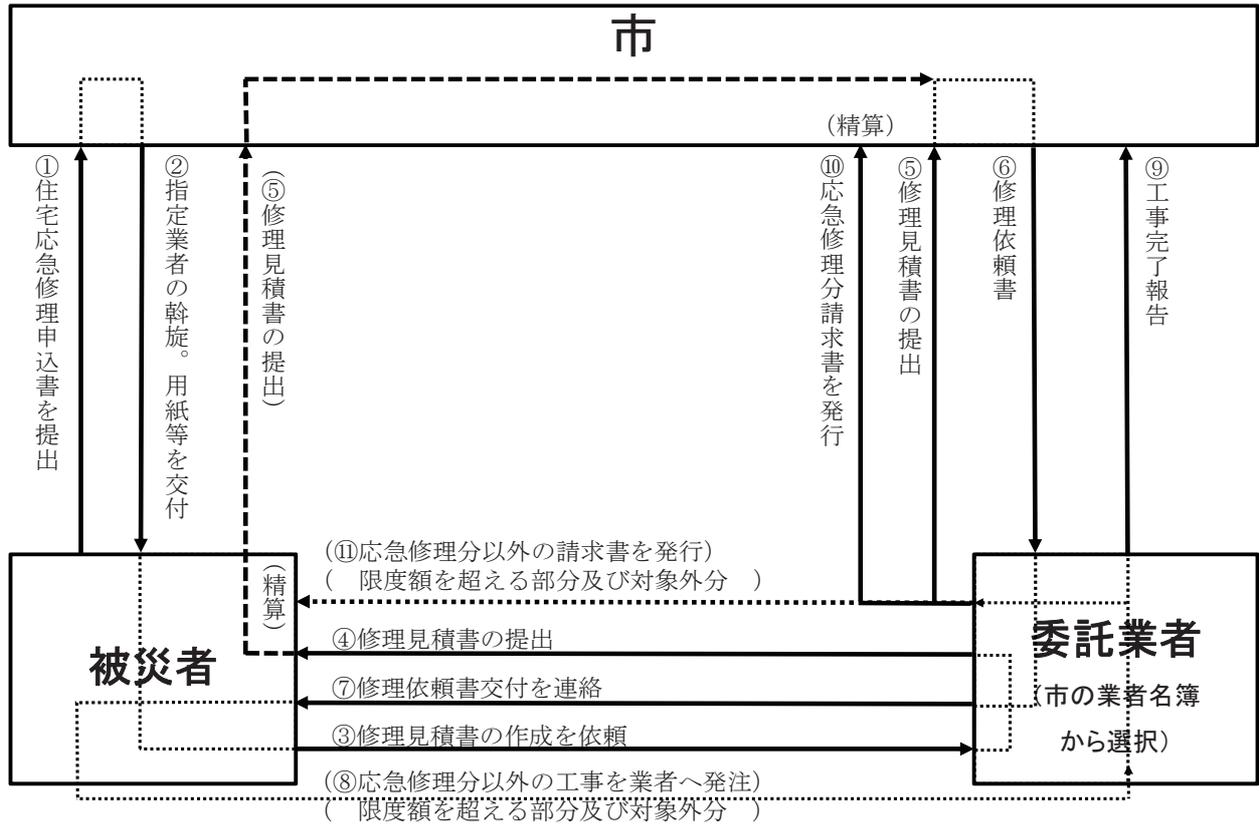
- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第1条第1項第1号～第3号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（令第1条第1項第4号）

5. 国庫負担

	普通税収入見込額の割合	国庫負担割合
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100

住宅の応急修理 現行の事務手続きフロー

(通常の手続き)



(修理件数が著しく多数となる場合の手続き)

